

L G B T Qに関する取り組み

当社では、人々の多様性を尊重する観点から、L G B T Q※1 に関して積極的に取り組み、性表現、性自認、性的指向などに関わらず、多様な人財の活躍を「価値創造」につなげるダイバーシティ経営を推進しています。

※1：L G B T Qとは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシャル（bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）、クイア/クエスチョン（Queer/Questioning）の頭文字。性的マイノリティにはL G B T Q以外の方もいらっしゃいますが、便宜的に性的マイノリティ（性的指向、性自認に関するマイノリティ）の総称として使用。

【L G B T Qの方への主な取り組み】

お客さまサービスに関する取り組み	
死亡保険金等の各種受取人の指定	死亡保険金等の各種受取人として同性パートナーを指定することが可能。
契約管理における性別変更の取扱	契約管理においてお客さまのご要望を踏まえた性別の登録・変更が可能。
ご家族登録制度の登録	ご家族登録制度の登録家族として同性パートナーを登録することが可能。
各手続きで自署が困難な場合の代筆	新契約・支払い等の各手続きで自署が困難な場合は、同性パートナーが代筆可能。
指定代理請求人の指定	指定代理請求人として同性パートナーを指定することが可能。

当社従業員に対する主な取り組み

相談窓口の設置	従業員を対象とした「L G B T Q相談窓口」を設置。
教育の実施	L G B T Qの理解を目的として、全従業員に対してeラーニング研修を実施。
理解促進月間の実施	L G B T Qの理解促進・定着を目的に、理解促進月間を実施。 (2024年～、10月実施予定) A I I y※2であることを表明した従業員を『DAIDO-A I I y』に任命。(2024年～)
福利厚生制度	休暇・福利厚生制度において、同性パートナーを配偶者とみなす取扱いを実施。

※2：A I I y（アライ、味方という意味）とは、L G B T Q当事者ではないが、性的マイノリティを理解し、支援している人、支援したいと思う人のことを指します。